

改修工事費の2/3を補助  
(限度額:100万円)

動産処分費の1/2を補助  
(限度額:10万円)※

# シェアハウス再生 空家活用補助制度

空家の活用を促進するため、空家をシェアハウスとして活用する際に必要となる改修工事費及び動産処分費の一部を支援します。

## 対象区域

「居住誘導区域」または「防災まちづくり協定区域」

## 対象者

「空家所有者」または「運営管理事業者」等

## シェアハウスの条件

- ・ 賃貸住宅として使用すること。
- ・ 3人以上の入居者が入居可能であること。
- ・ 入居者の個室が確保されていること。
- ・ 複数の入居者が共有することができる居間、台所、便所、洗面所、浴室等を備えていること。

## 空き家の要件

- ・ 空家の当初の建築年次が昭和26年以後であること。
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した空家は耐震改修工事が必要。

## その他

- ・ 改修工事着工前に申請が必要です。  
必ず事前にご相談ください。

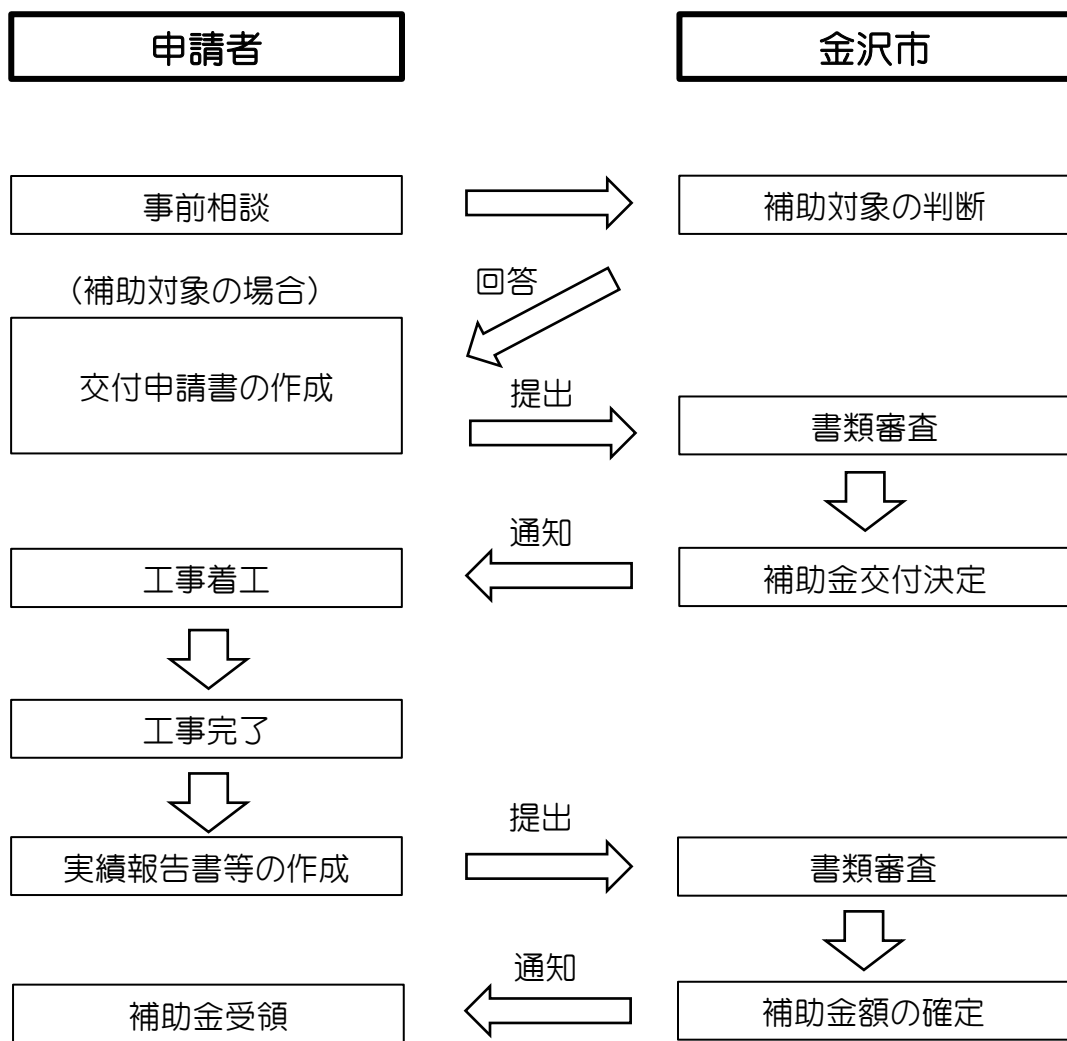
※動産処分費:単独利用不可。専門業者に依頼した費用が対象です。

## 問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号(金沢市第一本庁舎3階)  
金沢市 都市整備局 建築指導課 空き家活用室  
TEL 076(220)2136 FAX 076(220)2134

# 補助申請手続きの流れ

工事着工前に補助金の交付申請が必要です。



## 必要書類

交付申請書	完了実績報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 位置図、設計図及び現況写真</li> <li><input type="checkbox"/> 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 建物全部事項証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 振込先口座の口座番号等がわかる書類(通帳の写し等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 補助事業に要した経費及びその明細がわかる最終の内訳明細書</li> <li><input type="checkbox"/> 補助事業に係る完成写真 (正面、居間、台所、便所、洗面所、浴室、入居者用の各個室等)</li> <li><input type="checkbox"/> 耐震改修工事を行った場合(過去に行った場合を含む)は、それを証する書類 (耐震改修工事補助金の決定通知書等)</li> </ul>